

2025年1月10日

N I T E (ナイト)

独立行政法人製品評価技術基盤機構

法人番号 9011005001123

日本化粧品工業会

法人番号 1700150005132

## 【初】NITE×日本化粧品工業会

化粧品基準と CAS RN<sup>®</sup>を関連付けし、NITE-CHRIP で公開

独立行政法人製品評価技術基盤機構 [N I T E (ナイト)、理事長：長谷川史彦、本所：東京都渋谷区西原] は、日本化粧品工業会 [会長：魚谷雅彦] と連携し、薬機法 (※1)化粧品基準で規定されている化学物質について、CAS RN<sup>®</sup>(※2)との関連付けを行い、化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP) に公開しました。

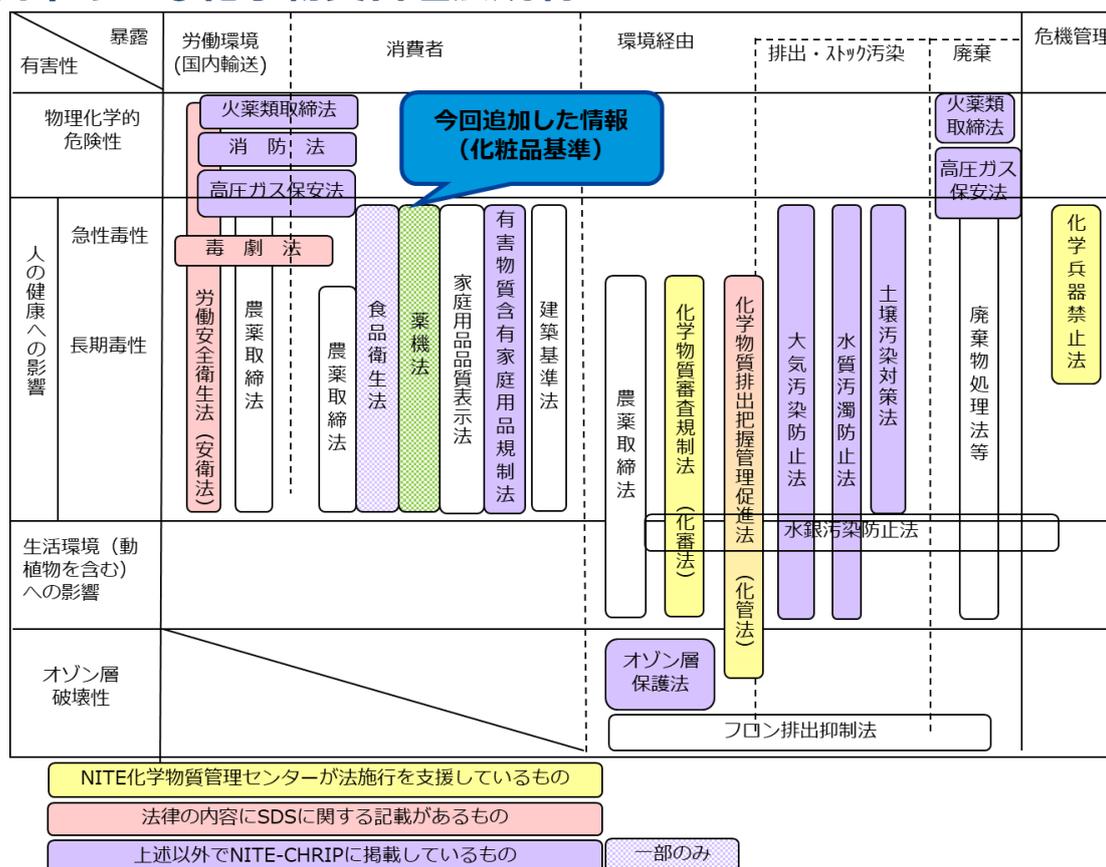
化粧品基準は、化粧品原料に関し、配合できない成分 (ネガティブリスト)・配合できる成分 (ポジティブリスト) 及び特定成分群の配合可能成分を定めています。今回、これらの化学物質について、NITE-CHRIP に掲載されている国内外の法規制対象や有害性・リスク評価情報等とともに一覧で表示することにより、化粧品原料事業者や化粧品事業者がより安全な化粧品の製造等を行うために必要な関連情報収集を容易にする環境が整備されることが期待されます。

本取組は、N I T E が業界団体とともに NITE-CHRIP への法令情報掲載を進めた初の試みです。関係法令の整備の知見を活かし、N I T E が化粧品基準で包括的に指定されている化学物質について、化学物質の流通で広く使われている CAS RN<sup>®</sup>の整備を行いました。また、日本化粧品工業会がそれらの物質のうち、化粧品原料によく用いられる成分の CAS RN<sup>®</sup>の整備や、化粧品原料として用いられるより具体的な名称の整備を進めました。

N I T E と日本化粧品工業会は今後も連携を進め、薬機法の所管省庁である厚生労働省とも情報共有しながら、化粧品基準と CAS RN<sup>®</sup>の関連づけや、化粧品原料として用いられる名称の充実を図っていきます。

(※1)薬機法：「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」  
 (※2)CAS RN<sup>®</sup>：CAS（米国化学会の情報部門）が管理する化学物質データベースで付与される化学物質に固有の識別番号。

## 日本の主な化学物質管理法規制



### NITE-CHRIP について

#### [1.背景・課題]

化学物質を取り扱う全ての事業者は、開発・運搬・販売等の各ステージにおいて化学物質が人や生態系に有害性を示しうる事故を未然に防止するための様々な法規制に適切に対応する必要があります。しかし、事業者が守らなければならない法規制は数十種類と多岐にわたり、法律の対象範囲も様々であることに加え、その手続きに係る窓口は担当省庁等によって異なる複雑なものとなっています。こうした状況は事業者の法令遵守対応コストの上昇や遵守違反のリスクにつながります。

#### [2.NITE の取り組み]

NITE は、このような事業者負担が発生している状況を認識し、事業者が取り扱う化

学物質がどの法規制に該当するのか簡単に検索することができる「化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRIP)」を以前より運用し、事業者のコンプライアンス対応を支援しています。約100種の情報源、約30万物質（このうち約25万物質はCAS RN<sup>®</sup>を掲載）の情報を収載しています。NITE-CHRIPは日本語版と英語版があり、海外事業者との法規制等に関するコミュニケーションツールとしても利用されています。

さらに、検索した化学物質がどの法律の管理下で規制されているかだけでなく、法規制概要の把握、手続き・申請サイト等にもリンクし統合的にアクセスが可能となっております。

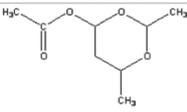
### [3.期待される効果]

本システムを用いることで、個別に各法律の内容を把握する場合や各申請サイトにアクセスする場合に比べ、事業者の法規制対応に費やす手間や作業時間が短縮されます。これにより法令遵守徹底及びその対応コストの削減が促されることが期待されます。

**一般情報**

**一般情報**

一般情報 [データの説明](#)

CHRIP_ID	C005-029-92A	CAS RN	828-00-2
日本語名	6-アセトキシ-2,4-ジメチル-1,3-ジオキサン		
英語名	2,6-dimethyl-1,3-dioxan-4-yl acetate		
分子式	C8H14O4		
分子量	174		
SMILES	CC(OC1CC(OC(O1)C)C)=O		
構造式			

**国内法規制情報**

**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）**

化審法：既存化学物質 [データの説明](#) [第6類の用語の定義 \[PDF: 3.9KB\]](#) [第7類の用語の定義 \[PDF: 7.7KB\]](#) [輸入通関手続き \(経産省サイト\)](#) [製造数量等の届出 \(経産省サイト\)](#)

化審法官報整理番号	5-837	類別	5類
官報公示名称	6-アセトキシ-2,4-ジメチル-1,3-ジオキサン		
備考	-		
詳細情報	<a href="#">J-CHECK</a>		
労働安全衛生法公表化学物質に関する注記	昭和54年6月29日までに化審法の規定により公示された化学物質		
労働安全衛生法公表化学物質に関する詳細情報	<a href="#">職場のあんぜんサイト</a>		

**労働安全衛生法（安衛法）**

安衛法：名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（ラベル表示・SDS交付義務対象物質） [データの説明](#) [GHS対応モデルラベル作成法 \(厚労省サイト\)](#) [リスクアセスメント実施支援ツール \(厚労省サイト\)](#) [対象物質一覧掲載ページ \(厚労省サイト\)](#) [ケミカル事業者が実施すること \(労働安全衛生総合研究所サイト\)](#)

政令番号	規則別表第2の52	適用日	令和7年4月1日施行
政令名称	6-アセトキシ-2,4-ジメチル-1,3-ジオキサン		
表示の対象となる範囲（重量%）	≥ 1		
通知の対象となる範囲（重量%）	≥ 0.1		

**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）**

薬機法：化粧品基準 [データの説明](#) [法令 \(e-Gov\)](#) [化粧品基準 \(厚労省PDF\)](#) [CIR成分報告書 \(CIR\)](#)

制限の分類	配合禁止（化審法第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質以外の物質）
成分名	6-アセトキシ-2,4-ジメチル-m-ジオキサン

化粧品基準追加後の単一物質の検索結果画面（イメージ）

政令番号等による表示

[→ CHRIP\\_ID 及び CAS RNにより表示する](#)

※ 検索結果をダウンロード

検索結果をダウンロード

データの説明 情報カテゴリ 配合の制限 を表示する。

表示項目追加/削除

<<前のページ 全 24 件中 1-24件目 を表示中 次のページ>> 1ページに 100件 表示

制限の種類	対象となる化粧品の種類	成分名
配合の制限	すべての化粧品に配合の制限がある成分	アラントインクROLヒドロキシアルミニウム
配合の制限	すべての化粧品に配合の制限がある成分	カンタリスチンキ、ショウキョウチンキ又はトウカラシチンキ
配合の制限	すべての化粧品に配合の制限がある成分	サリチル酸フェニル
配合の制限	すべての化粧品に配合の制限がある成分	ポリオキシエチレンラウリルエーテル (8~10E. O.)
配合の制限	化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分	シリコニウム
配合の制限	化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分	チラム
配合の制限	化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分	ウンデシレン酸モノエタノールアミド
配合の制限	化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分	チラム
配合の制限	化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分	パラフェノールスルホン酸亜塩
配合の制限	化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分	2-(2-ヒドロキシ-5-メチルフェニル)ベンゾトリアゾール
配合の制限	化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分	ラウロイルサルコシナトリウム
配合の制限	化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分	システアミン塩酸塩
配合の制限	化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分	システアミン塩酸塩
配合の制限	化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分	エストラジオール、エストロン又はエチニルエストラジオール
配合の制限	化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分	エストラジオール、エストロン又はエチニルエストラジオール
配合の制限	化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分	アミノエーテル型の抗ヒスタミン剤
配合の制限	化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分	アミノエーテル型の抗ヒスタミン剤
配合の制限	化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分	ジエチレングリコール
配合の制限	化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分	ラウロイルサルコシナトリウム
配合の制限	化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分	ホウ砂
配合の制限	化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分	ホウ砂
配合の制限	化粧品の種類により配合の制限のある成分	タイソウエキス
配合の制限	化粧品の種類により配合の制限のある成分	チオクト酸
配合の制限	化粧品の種類により配合の制限のある成分	ユビデカレノン

化粧品基準追加後の該当物質の一覧表示画面（イメージ）

## お問合せ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター 所長 村田麻里子

担当者 高橋、増田、堀本

電話：03-3481-1999

メールアドレス：chem\_information@nite.go.jp

日本化粧品工業会 専務執行理事 山本順二

担当者 原田、佐藤、飛驒

電話：03-5472-2530

メールアドレス：info@jcia.org